

雨水貯留浸透施設整備計画の認定と財政支援

令和7年1月28日
奈良県

5-1. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定と民間事業者への支援

(1) 雨水貯留浸透施設整備計画の認定について

- 河川整備のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域においては、流域のあらゆる関係者が一体となって雨水の河川への流出を抑制する効果のある雨水貯留浸透施設の整備促進により、浸水被害の防止・軽減を図る必要
- 特定都市河川法改正により、特定都市河川流域における民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置及び管理を促進するため、民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設（法第11条）
- 民間事業者等による自主的な取組を積極的に誘導・後押しし、浸水被害の防止・軽減を図る

流域のメリット	民間事業者のメリット
◎ 民間事業者による貯留対策の推進（浸水被害の軽減）	◎ 特定都市河川浸水被害対策法等に基づく支援制度（補助制度、固定資産税等の減免）
	◎ 企業立地環境の向上
	◎ 企業の社会貢献

- ➔ 民間事業者から計画の認定申請があり、認定基準に適合する場合には、法第12条に基づき、奈良県又は奈良市が計画の認定を行うこととする
- ➔ 大和川流域における認定基準は次頁のとおりとする

(2) 民間事業者への補助（国・奈良県）

- 法第16条に基づき、認定事業者に対し国と都道府県知事は予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設整備費用の一部を補助することができる

【補助基準の考え方】

- ① 特定都市河川流域内において認定された雨水貯留浸透施設の整備であること
- ② 概ね10年以内に整備が完了する見込みであること
- ③ 設置に要する費用のうち、総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量分の費用について、予算の範囲内において国は1/2、奈良県は概ね1/4（県の補助は上限100万円）を補助

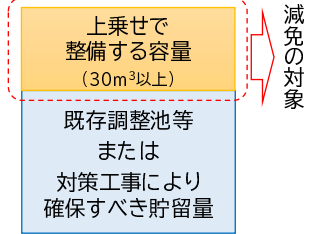
【補助対象となる貯留量等】



(3) 固定資産税等の減免（市町村）

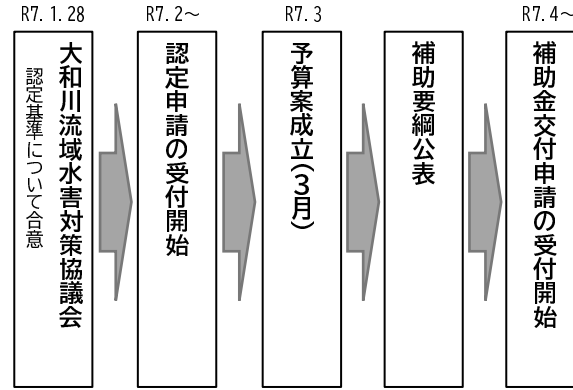
- 認定事業者の費用負担を軽減するため、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税については、地方税法の規定に基づき、課税標準について1/3を参酌して、1/6から1/2の範囲内において市町村の条例により定める割合とする特例措置が講じられている。（条例制定済み：23市町村、条例未制定：2市町 ※3頁参照）
- 設置後、償却期間中にわたり固定資産税が減免される。
- 固定資産税が減免される特例措置は、令和9年3月31日までの時限措置

【減免対象となる貯留量】



- ➔ 雨水貯留浸透施設の固定資産税等の算定にあたっては、民間事業者が補助金申請のために奈良県に提出する事業費（貯留施設の整備に要した費用）を参考とする

(4) 今後のスケジュール



- 令和7年3月末までに認定した事業を令和7年度の補助対象とする。
- 令和7年8月末までに認定した事業を令和8年度の補助対象とする。
- 必要に応じて補正予算の確保に努める。

- ➔ 令和7年2月から認定申請の受付を開始し、順次審査を行う
- ➔ 予算案の成立後、補助要綱を公表し、新年度から補助金交付申請の受付を開始する

雨水貯留浸透施設整備計画の認定や支援（補助や固定資産税の減免）は大和川流域内で整備される施設のみが対象です

5-2. 大和川流域における雨水貯留浸透施設整備計画の認定基準(案)

	認定の規準	根拠法令	大和川流域における考え方
①	雨水貯留浸透施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第1号 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 ・施行規則第8条（雨水貯留浸透施設の規模） 法第十二条第一項第一号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量（以下この条において「特定貯留量」という。）が三十立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害（法第二条第三項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第十一条において同じ。）の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、〇・一立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。 	<p>【特定貯留量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定貯留量は<u>30m³以上</u>とする
②	雨水貯留浸透施設の構造及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第2号 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ・施行規則第9条（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準） 法第十二条第一項第二号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 堅固で耐久力を有する構造であること。 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。 	<p>【構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート等の堅固で耐久力を有する構造のものであること ※素掘りの調整池は認定しない。 <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第30条に規定する雨水浸透阻害行為の対策工事によるものではない場合、許容放流量は大和川流域調整池技術基準又は大和川流域防災調整池等技術基準に基づくものであること ・地下式の場合は点検口を設け、立入による点検や維持管理ができる構造であること。立入が困難な地下施設の場合は、2箇所以上の点検口を設けるなど、点検や維持管理が可能な構造であること ・原則として、排水は自然流下方式であること ※排水方式がポンプ式の場合や排水に人為的な操作が必要な場合は認定しない
③	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第3号 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。 	<p>【資金計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設の全体工事費および特定貯留量にかかる工事費を提出すること ・特定貯留量にかかる工事費については、積み上げ積算を行い、算出根拠について確認ができるようにすること ※ 補助金申請の際に民間事業者が奈良県に提出する雨水貯留浸透施設の全体工事費および特定貯留量にかかる工事費の実績額は市町村の税担当部局と共有され、固定資産税算出の参考資料になります。
④	雨水貯留浸透施設の管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第4号 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ・施行規則第10条（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準） 法第十二条第一項第四号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。 	<p>【管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池等の維持に関する技術基準に基づき維持管理を行うこと
⑤	雨水貯留浸透施設の管理の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第5号 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。 ・施行規則第11条（雨水貯留浸透施設の管理の期間） 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。 	<p>【管理の期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理の期間に係る認定の基準は、<u>10年以上</u>とする

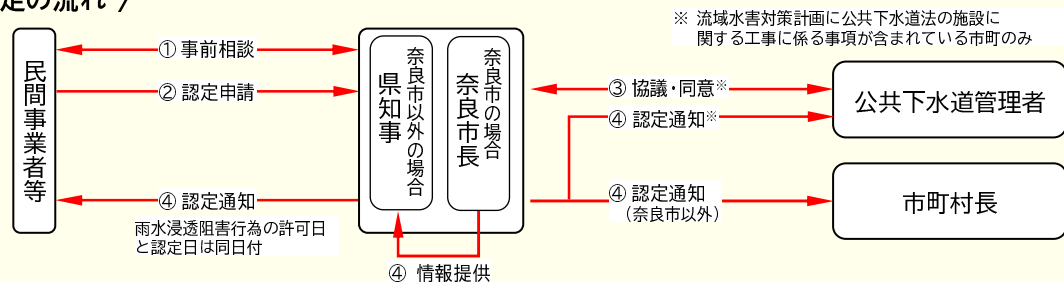
※本基準は法第12条に基づく認定の基準であり、法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可基準に関しては従来の考え方に変更はありません。

5-3. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等の流れ (大和川流域のみ)

(1) 計画の認定 (奈良県・奈良市)

- ・ 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、雨水貯留浸透施設の規模等を記載した雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、その認定を申請することができる。(法第11条)
- ・ 認定の申請があった場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。(法第12条)

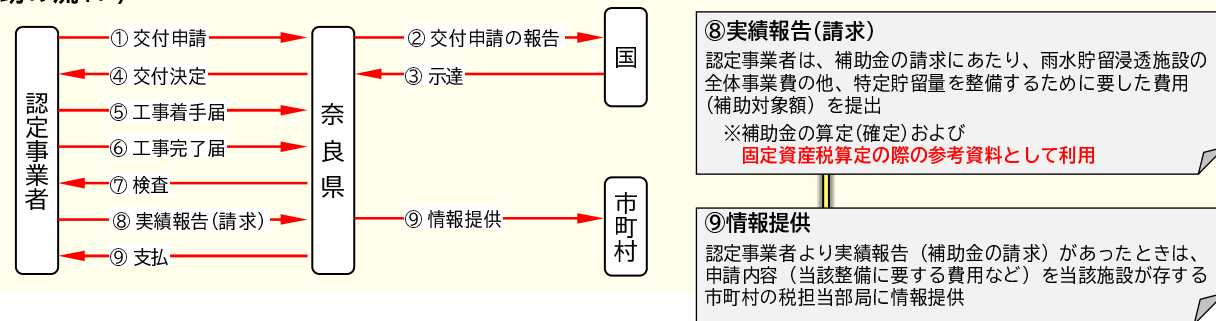
〈 認定の流れ 〉



(2) 民間事業者への補助 (国・奈良県)

- ・ 認定事業者に対し国と都道府県は予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設整備費用の一部(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用のうち、総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量分の経費)を補助することができる。(法第16条)

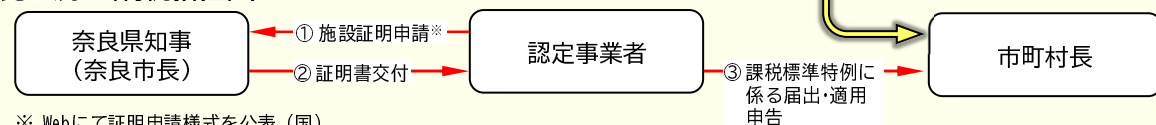
〈 補助の流れ 〉



(3) 固定資産税等の減免 (市町村)

- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税については、地方税法の規定に基づき、課税標準について1/3を参酌して、1/6から1/2の範囲内において市町村の条例により定める割合とする。(償却期間中にわたり減免(特例措置期間内に適用を認められた施設))

〈 減免の流れ(特例措置) 〉



< 参考 >

認定を受けた雨水貯留浸透施設の固定資産税等を減免するための条例制定状況

- 25市町村のうち、条例制定済みは23市町村、未制定は2市町村。

	条例制定	負担割合	予定
奈良市	○	1/3	—
大和高田市	○	1/3	—
大和郡山市	○	1/6	—
天理市	○	1/3	—
橿原市	○	1/3	—
桜井市	○	1/3	—
御所市	○	1/3	—
生駒市	○	1/3	—
香芝市	○	1/3	—
葛城市	○	1/3	—
宇陀市	×	—	×
平群町	○	1/3	—
三郷町	○	1/3	—
斑鳩町	○	1/3	—
安堵町	○	1/3	—
川西町	○	1/3	—
三宅町	×	—	○
田原本町	○	1/3	—
高取町	○	1/3	—
明日香村	○	1/3	—
上牧町	○	1/3	—
王寺町	○	1/3	—
広陵町	○	1/3	—
河合町	○	1/3	—
大淀町	○	1/3	—
計	23/25	—	1

【訂正内容(令和8年1月)】

- ・1ページ、3ページ 固定資産税が軽減される期間 「3年間」 → 「償却期間中にわたり」